

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成18年7月24日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	開閉所碍子洗浄タンクの点検時、タンク基礎部のアスファルトに割れ及び劣化が認められたため、当該部を修理	D	
2	1号機	液体廃棄物処理系廃液サンプルポンプ（A）ベース部において、コンクリートにひび割れ及び地下水と思われる水のにじみが認められたため、当該コンクリートを点検・修理及び対応検討	D	
3	1号機	タービン建屋床ドレンサンプポンプ（A・B）出口逆止弁において、いずれかに動作不良（開固着）の可能性が認められたため、当該弁を特定及び点検・修理	D	
4	1号機	燃料プール冷却浄化ポンプ（A）において、モータ冷却ファンのカバーに外れが認められたため、当該カバーを取付	D	
5	2号機	原子炉建屋ドレンファンネルの定期点検において、一部のドレンファンネルに不具合が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
6	2号機	タービン建屋ドレンファンネルの定期点検において、一部のドレンファンネルに不具合が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
7	2号機	廃棄物処理建屋ドレンファンネルの定期点検において、一部のドレンファンネルに不具合が認められたため、当該ファンネルを点検・修理	D	
8	3号機	高圧注水系の機能検査前の確認運転において、「高圧注水系ポンプ吸込圧力高」の警報発生が認められたため、吸込配管等を点検	C	
9	3号機	起動領域中性子モニタフィルタードペリオド（E）記録計のチャート交換時、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該記録計を点検・修理	D	
10	3号機	所内ボイラ（A）起動操作時、自動起動回路の動作不良による起動不能が認められたため、当該回路を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋天井クレーンの点検時、主電源用押しボタンスイッチの赤ランプカバーに破損が認められたため、当該カバーを修理	D	
12	5号機	主タービン電気油圧式制御装置室移送排風機において、ファンベルトに折損が認められたため、当該ベルトを交換	D	
13	5号機	廃棄物処理系濃縮廃液類排出タンク入口空気作動弁において、駆動部よりエアリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
14	5号機	廃棄物処理系シャワードレン受タンク液位計の点検時、液位検出器に精度外が認められたため、当該検出器を交換	D	
15	5号機	気体廃棄物処理系活性炭ホールドアップ装置モータコントロールセンタ（5A）受電遮断器において、「入」表示用ランプの不点灯が認められたため、当該表示回路を点検・修理	D	
16	6号機	原子炉冷却材浄化系ろ過脱塩器（B）出口サンプリング系恒温装置において、制御不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	集中環境施設	油貯蔵室ハロゲン化物消火設備の点検時、蓄電池設備に電圧低下が認められたため、蓄電池設備を修理	C	
18	集中環境施設	所内蒸気戻り系配管において、リーク（1滴/秒程度・1箇所）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
19	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器（B）の蒸気入口弁開閉用電磁弁において、排気ラインよりエアリークが認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
20	集中環境施設	廃液濃縮系再生廃液濃縮器（B）の再循環ポンプにおいて、メカシール部に内部への漏れ込みが認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	その他	電離箱式サーベイメータ（L-I CW-74）の点検時、メータの動作不良（指針がワイパー状に変動）が認められたため、当該サーベイメータを修理	D	
22	その他	キャスク保管庫ストームドレンサンプポンプ点検時、循環配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合）</li> <li>・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい</li> <li>・原子炉等への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・主要パラメータの緩やかな変化</li> <li>・人の負傷または病気の発生 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- As : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話 : 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで